

特別支援教室で指導を受けるための手続きについて

1 在籍校での話し合い

お子さんの学校での様子や本人が困っていること、保護者からのご要望等をふまえ、巡回指導の必要性や適性について在籍校内について話し合います。(校内委員会)

2 保護者からの申込み

在籍校内での話し合いの結果、特別支援教室の利用手続きを進めることが決まりましたら、保護者は以下の2カ所へ面談の申込みを行って下さい。

- ①中野中学校 巡回指導教員 【連絡先：03-3389-1473 (直通)】
- ②教育委員会事務局特別支援教育係 【連絡先：03-3228-5557】

3-① 巡回指導教員との面談

拠点校(中野中学校)または在籍中学校にて、保護者・お子さんそれぞれと面談を行います。指導内容等についての説明も行います。

3-② 就学相談専門員との面談

教育センターにて、保護者・お子さんそれぞれと面談を行います。
★必要に応じて知能検査(WISC)を受けていただきます。

4 巡回指導支援委員会

在籍校、拠点校、教育委員会(就学相談専門員)が集まり、お子さんの巡回指導の必要性や適性について検討します。検討の結果、指導が受けられない場合もあります。

5 指導の開始

利用決定後、在籍校の教員が巡回指導教員と相談しながら個別指導計画を作成します。お子さんの状況等に応じて、巡回指導開始時期を調整し、指導を開始します。